

令和 7 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事等に適用する
積算基準対照表【電気通信編】

令和 7 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。
積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和 7 年度版）に準拠しますが、一部事項について、
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書③】国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）令和 7 年度版

基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用
VII－１－１ （１適用範囲）	・ この基準書は、 <u>国土交通省直轄</u> の土木事業における・・・。	・ この基準書は、 <u>長野県</u> の土木事業における・・・。
VII－２－６ （②機器単体費（５））	・ ……については、 <u>宜側</u> において調達した・・・現場発生機器を <u>宜側</u> において保管し・・・。	・ ……については、 <u>発注者側</u> において調達した・・・現場発生機器を <u>発注者側</u> において保管し・・・。
VII－２－８ （２材料費（２）価格）	・ 価格は、原則として、 <u>入札時</u> における・・・。 ・ ……については、 <u>宜側</u> において購入した・・・、現場発生資材を <u>宜側</u> において保管し・・・。	・ 価格は、原則として、 <u>工事起工起案日</u> における・・・。 ・ ……については、 <u>発注者側</u> において購入した・・・、現場発生資材を <u>発注者側</u> において保管し・・・。
VIII－１－１ （１適用範囲）	・ 歩掛は、 <u>国土交通省直轄</u> の土木事業における・・・。	・ 本歩掛は、 <u>長野県</u> の土木事業における・・・。

※基準書ページ：国土交通省 土木工事標準積算基準書（電気通信編） 令和 7 年度版

一般財団法人 建設物価調査会 発行のページ